

火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となります



平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、これまで消防法令で義務がなかった、一定面積以下の飲食店にも



(糸魚川市消防本部提供)

平成31年10月1日から

消火器の設置が義務付けられます

新たに消火器が必要となる飲食店

これまで消防法令で義務がなかった、建物の構造等に応じた一定面積以下の飲食店



火を使用する設備又は器具[※]を設けている飲食店は、消火器の設置及び維持管理が義務付けられます。

火を使用する設備又は器具に防火上有効な措置[※]が講じられている場合は、消火器の設置義務は発生しません。

※赤字部分の詳細については、裏面をご覧ください。

【お問い合わせ】

■ 消防本部予防課	24-3941	■ 平消防署予防係	23-9700
■ 小名浜消防署予防係	92-5171	■ 勿来消防署予防係	63-2248
■ 常磐消防署予防係	43-2080	■ 内郷消防署予防係	26-3596